

報告第9号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和6年3月31日処分）

令和6年6月5日提出

筑西市長 須藤 茂



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和６年３月３１日公布）

令和６年３月３１日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月31日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 19 号

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

筑西市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円を超える」を「24 万円を超える」に、「22 万円とする」を「24 万円とする」に改める。

第 23 条第 1 項各号列記以外の部分中「22 万円を超える」を「24 万円を超える」に、「22 万円）」を「24 万円）」に改め、同項第 2 号中「29 万円を加算」を「29 万 5 千円を加算」に改め、同項第 3 号中「53 万 5 千円を加算」を「54 万 5 千円を加算」に改める。

附則第 16 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の筑西市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。